

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部男女参画・県民活動課に備え置き、平成27年12月21日まで縦覧に供する。

平成27年10月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請のあった年月日

平成27年10月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人丸亀創生塾新明倫館

田中 伸司

丸亀市綾歌町富熊5026番地13

3 定款に記載された目的

丸亀市において、創業、社会イノベーション、創造的改革の熱意をもった人材発掘・育成と、丸亀市が直面する難題へのソリューションやビジネス企画等の実践を同時に進行する事業を行い、丸亀創生に寄与することを目的とする。